前橋市健康部国民健康保険課

高校生の保護者様へ

学校でのケガには福祉医療（ふくしいりょう）を使用できません！

◎学校でのケガとは

学校の管理下におけるケガ等です。管理下とは次の場合などです。

・授業中 ・部活動中 ・休み時間 ・通学中 ・課外指導中

これから受診する場合

学校でのケガ等で受診する場合には、**福祉医療の証は医療機関の窓口で提示せず、ご自身で医療費を負担してください。**

学校に届出ることで、災害給付金として医療費と見舞金が支給され、医療費は実質、無料となります。

福祉医療の証を使用し受診した場合

学校でのケガ等で受診した際に、福祉医療の証を医療機関の窓口で提示し無料で医療機関にかかった場合には、前橋市にご連絡ください。**福祉医療で助成した医療費を返還していただく場合があります。** 【☎０２７－２５７－０６８０】

受給者証のビニールケースについて

高校生世代の方へは、学校でのケガの場合に福祉医療の証を使用しないよう注意喚起のため、証を入れるビニールケースをお配りしています。

証はビニールケースに入れた状態で保管・使用してください。

裏面もご覧ください

学校でのケガは災害給付金の支給対象

子どもが学校の管理下でケガをして受診した場合、学校に届出ることで災害共済給付制度から医療費＋見舞金（災害給付金といいます。）が支給され、負担した医療費は戻ってきます。

なお、総医療費の１割分が見舞金分としてプラスで支給されます。

災害給付金は医療費のほかに見舞金（総医療費の１割分）が支給されるので、福祉医療制度よりもお得です！

どうして学校のケガだと福祉医療を使えないの？

福祉医療制度は、医療費による経済的負担を軽減することで、子どもの健康保持や福祉の増進を図ることを目的に実施しています。このことから、福祉医療以外の制度から医療費助成を受けることができ自己負担が発生しない場合には、福祉医療制度の助成の対象とはなりません。

また、前橋市の高校生世代の子どもに対する医療費助成は、国や県の補助金等を受けずに市が単独で実施しており、前橋市民の方の税金だけで支えている制度です。このため、他の制度から医療費の助成を受けることができる場合にも福祉医療の証を使用してしまうと、本来は前橋市民の方が支える必要のない負担まで支えることになってしまいます。

これらのことから、福祉医療制度を将来にわたり維持していくためにも、学校でケガをした場合には福祉医療の証を使用せず、災害給付金を利用していただくようお願いしています。

● 福祉医療を使用して返還が生じる場合のイメージ図

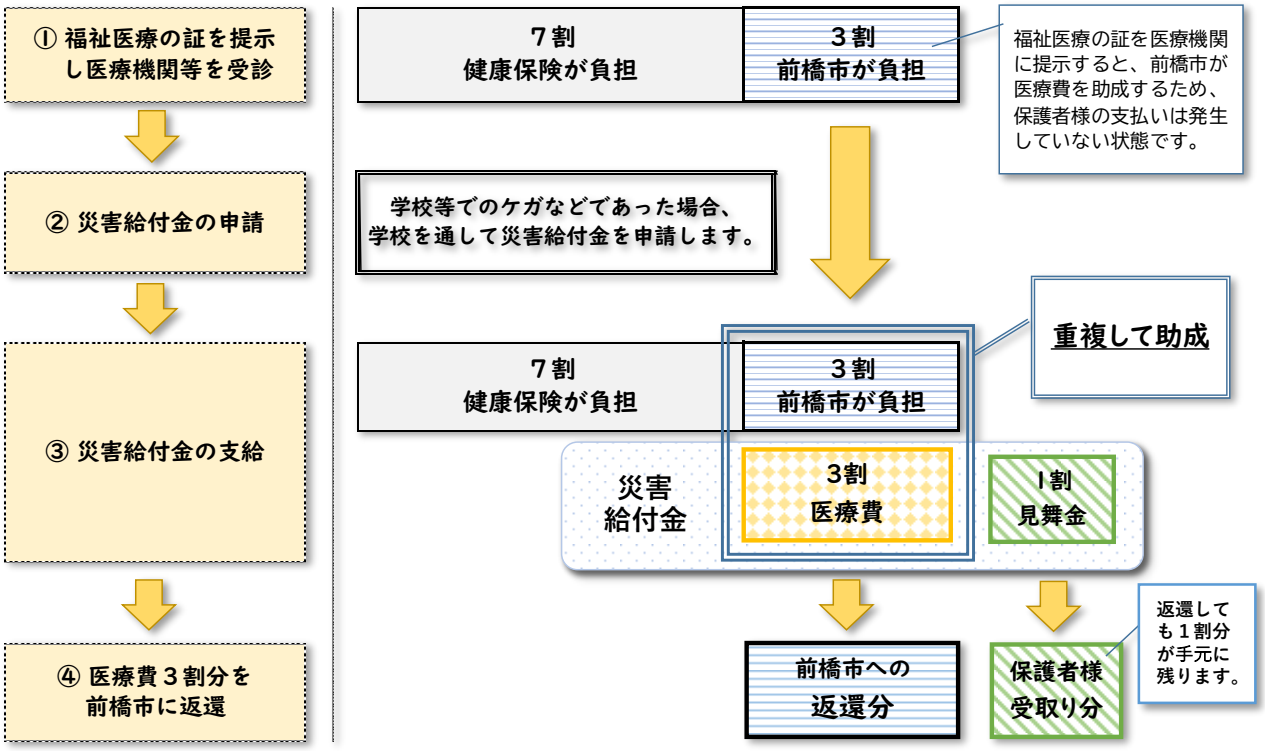

○ お問い合わせ先

前橋市　健康部　国民健康保険課　医療給付係

TEL：０２７－２５７－０６８０（直通）

前　橋　市
ホームページ
アクセス☞